

2 出願資格・出願要件

次のいずれかに該当し、かつ、令和2年度大学入試センター試験（本学で指定した教科・科目）を受験した者

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和2年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条（第6号を除く。）の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和2年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(注) ① 平成31年度大学入試センター試験以前の成績は利用しません。

- ② 学校教育法施行規則第150条第7号（個別の入学資格審査）の規定により本学の入学資格の認定を受けようとする者は、エンロールメント・マネジメント部入試課（TEL（023）628-4141）に連絡してください。

なお、個別の入学資格審査の詳細については、山形大学ホームページの「入試案内」及び「受験生の方」でお知らせしております。

- ③ 大学入試センター試験の「地理歴史」及び「公民」並びに「理科の「基礎を付していない科目」」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者の成績の利用は、第1解答科目の成績を用います。第1解答科目が本学の指定した科目でない場合は、出願資格はありません。
- ④ 出願受付後に次のことが判明した場合は、出願資格が無い者として、受験を認めません。
 - ア 本学で指定した大学入試センター試験の教科・科目を受験していない場合
 - イ 大学入試センター試験の「地理歴史」及び「公民」並びに「理科の「基礎を付していない科目」」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者が、本学で指定した科目を第1解答科目で受験していない場合

<医学部医学科「山形県定着枠」出願要件>

一般入試（前期日程）医学部医学科「山形県定着枠」を受験できる者は、上記に加え、次の(1)及び(2)の要件を満たす者です。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 山形県出身者対象の募集人員10人について出願できる者は、山形県内の高等学校を平成30年4月以降に卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者
 - ② 山形県外出身者対象の募集人員5人について出願できる者は、山形県以外の高等学校若しくは中等教育学校を平成30年4月以降に卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 卒業後、山形大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの卒後臨床研修プログラムにより2年間の医師臨床研修を行った後、直ちに山形大学医学部附属病院又は山形県内の公的病院を含む「山形大学関連病院会」に加盟する山形県内の医療機関(注1)において、6年間、医学・医療に従事することを確約できる者。ただし、これらの期間に含めることができる期間(注2)とこれらの期間に含めることはできないが中断期間として認める期間(注3)があります。

(注1) 蔵王協議会で定められた、蔵王協議会の構成員となる医療施設

詳しくは次のホームページをご参照ください。

<http://www.id.yamagata-u.ac.jp/kbk/index.html>

(注2) 山形大学大学院医学系研究科に社会人大学院生として在学しながら医学・医療に従事する期間（標準修業年限に限る）

(注3) 次の期間については、中断期間として認めます。

- ① 疾病・災害等で医学・医療に従事できない期間
- ② 産休・育児休業の期間（6ヶ月を超える場合）
- ③ 国内・国外において、勤務を離れて医学研究を行う期間（6ヶ月を超える場合）
- ④ その他正当な理由があると認められた期間